

Title	マイク・フィッツジェラルド著 長谷川健三郎訳 『囚人組合の出現：イギリス囚人運動序説』
Sub Title	Mike Fitzgerald, Prisoners in revolt
Author	宮澤, 浩一(Miyazawa, Koichi) 安部, 哲夫(Abe, Tetsuo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1980
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.53, No.7 (1980. 7) ,p.135- 139
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19800715-0135">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19800715-0135</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 紹介と批評

マイク・フィッツジェラルド 著

長谷川健三郎 訳

### 『囚人組合の出現

#### イギリス囚人運動序説』

一、本書は、著者マイク・フィッツジェラルド氏（一九五一年生まれ）が、ケンブリッジ大学在学中、一九七二年に誕生したP R O P (Preservation of Rights of Prisoners)の運動に参加して体験した事実に基づいてイギリスの受刑者組合の状況をまとめたものである。もとより、本書の目的は、P R O Pの紹介につきるわけではない。P R O P自体に関する叙述は全体の四分の一ほどの分量にすぎない。本書の目的は、むしろ、イギリスにおいて世間の耳目を集めた受刑者の抗議運動とその背景をなす刑罰制度の問題性の考察を通じて、ニュー・クリミノロジーの思考を展開することにある。著者のこの問題意識こそが、本書の核を構成しており、本書を単なるドキュメント以上のものにしてゐる。勿論 Bottoms の書評 (The British Journal of Criminology, vol. 18-2, 1978, pp. 199-201) に指摘されて

いるように、一九七二年の事件についての克明な描写は、貴重な資料であり、本書のオリジナル性を高めている。

二、本書の編成と内容を紹介し、併せて若干のコメントを付すことにする。

#### 第一章 投獄の機能 (pp. 4-36)

ここでは、ミシェル・フーコーの『狂気の歴史』（田村飯沢訳、一九七五年）に依拠しながら近代の監獄史を回顧し、資本主義社会における監獄が受刑者自身のために役立っていないと結論づける。一九四八年の刑事裁判法、一九六四年の監獄規則のいずれもが、収容目的は受刑者の社会復帰にあると謳っているけれども、現実には、累犯者があとをたたく、監獄は、いわば非生産的犯罪者のごみ箱であつて、ここから出てきた者はますます犯罪化する状況にある。こうした事態を前にして、著者は、監獄には社会復帰のための処遇の場としての機能よりも、むしろ、下層階級の小違反者たちを大量に収容することによつて立法者たちから眼をそらさせ、さらに、一般の人々にとつてはるかに有害ではあつても犯罪化されていない行為から注意をそらさせる機能があると批判する。ひとりの貧しい労働者が些細な犯罪を犯し、そのかで罰金を支払わされ、投獄される一方で、同じ犯罪を犯しても起訴すらされない上層階級の者がいると指摘して、刑事司法の不平等さを弾劾する。こうした問題意識は、犯罪の原因を犯罪者自身やその環境にもとめるのではなくて、法律そのものの在り方や制度自体に内在する問題に眼を向けるニュー・ク

リミノロジীর主張と通じ合うものがある。事実、著者は、トニー・ブラットや、テイラー、ウォートン、ヤングらの著作を引用し、犯罪者像を再構成しようとして試みている (P. 24 以下)。

第二章 イギリスの刑罰政策——過去の発展と来るべきもののかたち (pp. 37-69)

イギリスの犯罪と監獄の状況は、この一五年間に様相を大幅に変えた。その要因は、次の三点に集約される。①犯罪の発生・認知件数の増加、②在監人口の増加、および③判決刑期の長期化である。①については、その要正式起訴犯罪の発見件数は、一九六〇年七四万、七〇年一六〇万、七五年二二〇万、そして七八年二四〇万と急激に増えている (Home office, Criminal Statistics, England and Wales, 1978, pp. 37, 51-57)。窃盜の増加のほか、強盜、放火、暴力犯罪の増加の度合いが著しい。これは、刑事毀棄法 (Criminal Damage Act, 1971) の施行により、要正式起訴犯罪の枠が拡大したことで説明されうるものではない。本書には、犯罪の具体的な推移は指摘されていないので、犯罪白書昭和五二年版九四、九五頁のデータを参照しながら、読んでゆくとよい。

②についてみると、在監人口は、一九六〇年二万六百人、七〇年三万九千人と増え、七七年と七八年は、四万一千人を越えている (Home office, Report of the Prison Department, 1975 & 1978)。(なお、この点につき、本書四二頁のグラフ参照)。我が国の犯罪白書では、一九七二年末のイギリスの在監人口は四五九〇四人としている (前出白書 p. 178)。これを人口一〇万人あたりの割合で見ると、受刑者

率は八二となる。ちなみに我が国のそれは四六である。第三の判決刑期の長期化であるが、本書によれば、一九六八年の判決刑期の平均を一〇とした場合、一九七二年のそれは一三一・四に上昇しているという。一九六九年に死刑が廃止された事情にもよろう。しかし、重大犯罪の増加、累犯加重の適用事例が増えた結果であると思われる。昭和五四年版犯罪白書は、イギリスにおける累犯者に対する刑の加重の適用例が、一九六九年から一九七二年までの間に異常に多くなつたことを示している (同白書 pp. 71, 72)。

こうした状況がイギリスの監獄内の緊張を高めるのを余儀なくさせたものと推測し得る。仮釈放は著者の言葉を借りれば、「管理のための手段」として利用され、マウントバッテンの保安のための分類 (本書 p. 49) が受刑者の管理体制を整備した。

本章では、数ページをさいて、仮釈放制度の問題にも言及している。二、三例記すれば、仮釈放の審査基準が恣意的であること、受刑者および家族の仮釈放の運用に対する不満が多いこと、手続・決定期間の長期化等があげられる。とりわけ、受刑者自身による仮釈放の審査辞退が一ニパーセントにのぼるといふ記述は衝撃的である (本書 p. 55。の記述は Keith Hawkins, Parole Procedure: An Alternative Approach, in: British Journal of Criminology, vol. 13-1 1973, pp. 16-25 に基(ふ)づ(き)る)。

### 第三章 監獄の中の人民 (pp. 70-141)

本章では、P R O P に届けられた受刑者からの手紙や、家族からの手紙を紹介することによつて、監獄内に収容されている人々の現

実に光が当てられている。食事のひどさ、作業の単純さ、平均週給五〇ペンス以下という労働対価の安さ、外部交通の制度、頻繁に行なわれる受刑者の移監等々があげられている。残された家族の状況も劣悪である。生活は無論のこと、夫の不在による精神的不安感、子供にとつての父親の問題などが指摘されている。投獄は、家族関係を崩壊し、残された家族は、別の獄舎につながれるといつても過言ではない。PRO P設立の翌年(一九七三年)、囚人妻組合(PWU。現在ではPWFs=Prisoners' Wives and Families Society)ができて、「夫たちが監獄の中でする作業に対して、妻と家族を扶養できるよう、労働組合協定賃金を支払うこと」や「家庭に近いより良い訪問施設」および「婚姻訪問施設」等を設立する要求を掲げている。

#### 第四章 イギリスの囚人たちの抗議 (pp. 149-161)

本章では、一九三二年のダートモア反乱と一九六九年のバークハーストの反乱が取り扱われている。両者に共通する反乱の原因は、受刑者と看守との極度の対立関係にあるように思われる。著者によれば、看守を監視する者が存在せず、暴行を行なつたとされる看守を告訴するために内務大臣宛に提出した円形文書も実効性のなかつたことが、バークハーストの反乱を招いた最大の原因とされている。

#### 第五章 PRO P (囚人たちの権利保存) の起源と発展 (pp. 162-237)

前章までに述べた状況を背景として、PRO Pは、一九七二年五月一日に、ディック・ブローレー他、受刑体験者たちによつて、誕生した。その目的は、受刑者と元受刑者の権利を擁護し社会復帰の

援助をはかるとともに犯罪を減少させることにある。PRO Pの権利章典には、PRO Pの会員となる権利をはじめ、懲罰手続に防禦証人を呼ぶ権利、賃金交渉権、結婚する権利等々、二六ほどの権利要求項目が掲げられた。PRO Pの出現は当時のマスコミを興奮させ、監獄への訪問者たちを通して、PRO Pの存在が獄中に伝わつた。PRO Pの支援活動に力を得た受刑者たちは、散発的であつたが、獄内の運動場で座り込みなどの方法でデモを続けた。PRO Pの運動と共に行動しようとする受刑者たちの私信が、秘密裡にPRO Pに届けられもした。受刑者たちは、自分たちの権利を拡大しようとして、平和的なデモを繰り返して歓喜した。デモは益々エスカレートし、八月四日を獄内の受刑者もマスコミも期待し、PRO Pも大きな成果を予想していた。

当日、統一ストは実行された。内務省の控え目な数字でも、二二施設で四〇〇〇人の者が参加し、タイムズは、三三施設が実行したと発表している。統一スト自体は成功であつたけれども、この日、PRO Pは獄外での同時支援ストを実行しえなかつた。そして、これによつて組織の貧弱さを露呈する結果となり、この日を境として、PRO Pは衰退していつた。デモに対する反動が刑務官協会の側に強化されてもそれに対応するのにPRO Pは無力であつた。獄中の受刑者達も次第にPRO Pから離れた。一般市民の理解を得ることなく、PRO Pは分裂への道を歩むこととなる。

この辺りの叙述には、著者の醒めた分析が看取されて興味深い。一九七二年の夏にイギリスに生じた受刑者のための組合運動は、「組

合」という名に価するほどの規模や組織力を持つことなく、その後、地道な草の根運動へと指針を変えた。

第六章 アメリカ合衆国における囚人組合の起源と発展 (p. 238-239)

### 第七章 結論 (pp. 300-314)

この二つの章は、著者のかかわった運動の反省に基づいて書かれている。著者は、あるべき受刑者組合の姿を求めて、アメリカに眼を向け、グリーン・ヘイヴンやモノロー、カリフォルニア等における囚人組合の動向を検討する。著者のえた結論は次の二つである。第一に、獄外の囚人組合の任務は、サンフランシスコ受刑者組合の『The Outlaw』に見られるように、囚人たちの声を形成することであり、第二に、刑罰変革のための闘争は、政治的、思想的闘争でなければならぬ、ということである。イギリスでの監獄運動には、政治的レベルでの認識が欠けていたことが致命的な欠点であった。これまで『犯罪の大学』にすぎなかつた監獄を、『政治的教育の中心』とするべきであると指摘して、本書は結ばれている。

三、この著書から読みとつたのは、次の二点である。第一は、イギリスの受刑者の抗議運動の推移と P R O P が出現した背景は何であつたかについての情報である。第二章の紹介の箇所で明らかにしたように、当時の在監人口の増加に伴なう施設内の葛藤が、抗議運動の背景にあつた。運動の関係者は、改善処遇の理念にもとづく施設内処遇そのものに対する疑念を深めたのであつた。無論、こう

したコンテクストからだけで、受刑者の抗議運動を全面的に捉えてよいわけではない。本書には、重大な問題が論じ残されている。

それは、職員の側の問題である。保安職員と処遇職員とが、はつきりとその職分を分担しきつている状況の下では、保安職員と受刑者との対立関係が明確な形であらわれてしまう。多くの抗議運動が、生きる権利を現実脅かされるという形で、保安職員との葛藤から生じてきているのに注意すべきであろう。これは、ひとりイギリスだけの問題ではなく、我が国の施設内処遇を考える場合でも参考となりうる。職員の質の向上は、矯正処遇の成果にとつて最も重大な問題である。研究者の間でも、最近、矯正職員の問題に本格的に眼を向けるようになってきている。(森本益之、行刑職員論の課題、同志社法学一五三号、二八五頁以下、一九七八年)。

第二の論点は、P R O P の運動をどう評価するか、ひいては、受刑者の権利を拡張するにはどうすればよいかという点である。

初期の P R O P の運動は、確かに失敗であつた。失敗の原因のうち重要なものの一つは、P R O P が一般市民の理解と支持を得られなかつたところにある。刑罰制度に関心をもつ学者の支持も実質的にはえられなかつた。P R O P の設立される数週間前、ラディカルな犯罪学者の組織として知られる全国逸脱会議 (The National Deviancy Conference) において、組合の設立趣旨を発表したが、出席者のうちの支持は限られたものであつたという(本書 p. 23)。市民の側での支持の得られない運動が、自らの分裂を招来しただけでなく、受刑者の立場をも危うくした。刑務官協会の反動的なしめつ

けや、受刑者へのサービス停止という措置が、それを物語っている。辻本義男氏も指摘しているように（辻本義男、被收容者の権利を擁護する組織、比較法学二巻二号、七八頁、一九七七年）、P R O P という組織には、刑事司法制度に対する徹底した批判や、あるべき社会の構想といった理念が欠けていたように思われる。そのことがP R O P の性質を不明瞭なものとし、進歩的な学者の集まりである全国逸脱会議の支持をもえられなかつた原因であろう。ただ、初期のP R O P の活動が、既存の刑罰改良組織を間接的に動かし、監獄改良の起爆剤的作用を営んだ点は、評価してよいだろう。

分裂した後P R O P の活動は、「囚人の声の代弁者」と更生保護に援助をする団体という性格を強め、一般の人々の間で市民権を得るために地道な努力をしている（一九七六年のハル監獄の暴動以後、分裂状態は解消され、再統一されている）。その後の状況は、刑罰制度の根本的改革という、かつての派手な闘争目標とは程遠い、地味なものである。しかし、段階的であるにせよ、受刑者の権利を實質的に拡大させ、受刑者とその家族の問題解決に奉仕しようとする態度は、運動論的にみても正しいゆき方であると思われる。今日、わが国にも受刑者の置かれている状況に発言する組織があるが、一般の市民権を得てはいない。それは、告発に急で、刑事施設の現状についてつぶさに実態を知る努力を怠たり、或いは観念論が先行して現実を直視しようとならないイデオロギー偏重のグループにより担われた「運動」であるからかも知れない。又、イギリスのマスコミのように、刑罰の理論よりもその現実を絶えず報道し、論評することで、

一般市民が関心をもっているという状況が、わが国の場合、欠けているからでもあろう。

訳文はよくこなれていて、読みやすい。内容は、硬派に向いているけれども、ほかならぬ市民の一部がどういう收容生活を送っているか、そこでの生活を終えてやがて社会に復帰してくる受刑者がどういう扱いをされているかに思いを致すことは、納税者として、又主権者として当然のことであろう。聞くところによると、本書の購読をめぐって、拘留所と被收容者との間にトラブルがあるという。

おそらく、本書が描いているような受刑者の連帯とか外部勢力の影響で「受刑者組合」が結成されては困るといつた心配により、禁止が考えられていると思われる。しかし、本書は、単なる煽動の本ではないのであつて、市民の理解と共感のないところにラディカルな運動はありえず、一部の者がどう騒ごうと、国民の支持のないところに改革の可能性は決して生まれぬことを教えている。施設内の秩序や管理の容易さという面だけで考えるのではなくて、どういふ行動が大方の支持を結局は得ることができるかを考えさせる意味で此の程度の本を読ませるだけの度量を持つべきであろう。

本書は、一九七九年度の大学院修士・博士課程での「刑事学特殊講義」で扱つた「ニュー・クリミノロジーの研究」のなかで、論評をした。その折の担当者の安部哲夫とコーディネーターの宮澤が議論をふまえて、この書評をまとめたものである。なお、本書について小野坂弘の書評（法律時報五二巻六号一三三頁以下）がある。

法政大学出版局刊、一九七九年、二六〇〇円、宮澤 浩一・安部 哲夫